



沖縄県内における高病原性鳥インフルエンザの検査に関する連携協定書

環境省沖縄奄美自然環境事務所（以下「甲」という。）と一般財団法人沖縄美ら島財団（以下「乙」という。）と国立研究開発法人国立環境研究所（以下「丙」という。）（以下総称して「本当事者」という。）は、沖縄県における高病原性鳥インフルエンザの検査に関する連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、本当事者が互いに連携し、沖縄県における高病原性鳥インフルエンザにかかる検査・検体搬送等を迅速に実施するための体制を構築することにより、高病原性鳥インフルエンザの感染拡大を最小限に留めることを目的とする。

（連携事項）

第2条 本当事者は、第1条に定める目的を達成するため、次に掲げる活動を連携・協力して推進する。また、必要な情報については共有を行う。

- （1）鳥インフルエンザの対応が必要な検査試料の採取
- （2）鳥インフルエンザの検体の受け取り及び搬送
- （3）鳥インフルエンザの検体の検査
- （4）鳥インフルエンザに関する普及啓発
- （5）その他、希少種や在来種の感染症対策に必要な事項

（本当事者の役割分担）

第3条 本当事者は、第1条に定める目的を達成するため、次に掲げる活動を実施する。

甲：原則として「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」に基づく対応

乙：鳥インフルエンザの検体の受入れ及び搬送・検査・検査結果の共有

丙：検査結果の確認・検査結果の共有

（有効期限）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結日から令和13年3月31日までとする。

2 本協定の有効期間を延長する場合は、本当事者の合意により、書面による協定書を再度締結するものとする。



(情報保護)

第5条 本当事者は、本協定に基づく取組を実施するに当たり知り得た情報について、本協定の期間中はもとより本協定の終了後も第三者に対して開示又は漏えいしてはならない。ただし、事前に他の当事者の承諾を得た場合又は法令により開示を求められた場合は、この限りでない。

2 検査結果の公表については、原則として甲が実施するものとする。ただし、学術論文その他の方法により成果を公表する場合は、事前に本当事者間で協議し、全ての同意を得たうえで実施するものとする。

(協議)

第6条 本協定に定める事項のほか、連携・協力の細目その他の事項について必要がある場合は、本当事者で協議して別に定めるものとする。

2 本協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じた場合は、その都度本当事者で協議して定めるものとする。

(費用負担)

第7条 本当事者の役割に基づき実施する作業費用については、自ら負担するものとする。その他の費用が発生した際は本当事者で協議し、その負担元を定めるものとする。

(管轄裁判所)

第8条 本協定に関し裁判上の紛争が生じたときには、被告の所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を管轄裁判所とする。

(反社会的勢力との関係排除)

第9条 本当事者は、次のいずれにも該当しないことを表明し、将来にわたっても該当しないことを誓約する。

(1) 本当事者又は本当事者の役員が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団関係企業、総会屋、政治活動・宗教活動・社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下、これらを総称して「反社会的勢力」という。）であること。

(2) 反社会的勢力が本当事者の事業活動を支配し又は実質的に関与していること。

2 本当事者は、反社会的勢力を利用し、又は反社会的勢力に対して資金、便宜の提供、もしくは資金等の関与をする等、反社会的勢力と関係をもってはならないものとする。

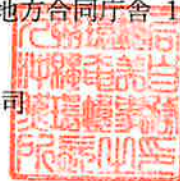
3 本当事者のいずれかが前2項に違反した場合、何ら催告等の手続きを要せず、本協定を解除することができるものとする。また、この場合、解除した側は、当該解除によりに違反した側に生じた損害について、一切の賠償の責を負わないものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書 3 通を作成し、代表者の記名押印の上各自 1 通を
保有するものとする。

令和 8 年 7 月 1 日

甲 沖縄県那覇市樋川 1 丁目 15 番 15 号那覇第一地方合同庁舎 1 階
環境省沖縄奄美自然環境事務所

所 長 大林 圭司



乙 沖縄県国頭郡本部町字石川 888 番地
一般財団法人沖縄美ら島財団

理 事 長 湧川 盛順



丙 茨城県つくば市小野川 16 番地 2
国立研究開発法人国立環境研究所

理 事 長 大島 義人



